

## 従業員等に給与をお支払いされている事業主の方へ

兵庫県と県内すべての市町は連携して、適正な給与支払報告書が提出されるよう調査を実施しています。

### 従業員等の住所地の市町に 給与支払報告書を提出してください

地方税法の規定により、個人住民税に係る給与支払報告書を提出していただく必要があります。

対象	前年中に従業員等(アルバイト・パート・役員等含む)に給与の支払いを行い、所得税の源泉徴収事務を行ったすべての法人・個人事業主の方
提出先	従業員等の1月1日現在(年の途中で退職の場合は、退職日現在)の住所地の市町
提出期限	給与を支払った年の翌年1月31日
提出書類	給与支払報告書(総括表・個人別明細書)

#### 提出について判断を誤りやすい例

- ・ 従業員等へ源泉徴収票を渡して、所得税の確定申告・住民税の申告をするよう伝えているので、市町へ提出しなくてよい  ×
- ・ 税務署へ源泉徴収票を提出しているので、市町へ提出しなくてよい  ×
- ・ 年間支払金額が103万円未満(源泉徴収額0)だったので提出しなくてよい  ×
- ・ 正社員は提出しているので、契約社員やアルバイト・パートは提出しなくてよい  ×
- ・ 当社役員は所得税の確定申告をするので、提出しなくてよい  ×
- ・ 住民税の特別徴収を実施しないので市町へ提出しなくてよい  ×

**すべて市町へ提出が必要です！**

退職者については、年間支払額が30万円以下の場合は提出を省略することができます。しかし、適正課税のため、退職者についても額にかかわらず提出をしてください。

**給与の支払い全件について提出の対象となります**